

○ 国会職員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案 新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

改正案	現行
<p>(育児休業の承認)</p> <p>第三条 国会職員(第十九条第二項に規定する任期付短時間勤務国会職員、臨時的に任用された国会職員その他その任用の状況がこれらに類する国会職員として両議院の議長が協議して定める国会職員を除く。)は、本属長の承認を受けて、当該国会職員の子(民法(明治二十九年法律第八十九号)第八百七条の二第一項の規定により国会職員が当該国会職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であつて、当該国会職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第二十七条第一項第三号の規定により同法第六条の四第一項に規定する里親である国会職員に委託されている児童のうち、当該国会職員が養子縁組によつて養親となることを希望している者その他これらに準ずる者として両議院の議長が協議して定める者を含む。以下同じ。)を養育するため、当該子が三歳に達する日(常時勤務することを要しない国会職員にあつては、当該子の養育の事情に応じ、一歳に達する日から一歳六か月に達する日までの間で両議院の議長が協議して定める日)まで、育児休業をすることができ る。ただし、当該子について、既に育児休業(当該子の出生の日から国会職員が出産した場合における国会職員法第二十四条の二の</p>	<p>(育児休業の承認)</p> <p>第三条 国会職員(第十九条第二項に規定する任期付短時間勤務国会職員、臨時的に任用された国会職員その他その任用の状況がこれらに類する国会職員として両議院の議長が協議して定める国会職員を除く。)は、本属長の承認を受けて、当該国会職員の子を養育するため、当該子が三歳に達する日(常時勤務することを要しない国会職員にあつては、当該子の養育の事情に 応じ、一歳に達する日から一歳六か月に達する日までの間で両議院の議長が協議して定める特別の事情がある場合を除き、この限りでない)まで、育児休業をすることができ る。ただし、当該子について、既に育児休業(当該子の出生の日から国会職員が出産した場合における国会職員法第二十四条の二の規定による休暇の期間を考慮して両議院の議長が協議して定める期間内に、国会職員(当該期間内に当該休暇により勤務しなかつた国会職員を除く。)が当該子についてした最初の育児休業を除く。)をしたときは、両議院の議長が協議して定める特別の事情がある場合を除き、この限りでない。</p>

規定による休暇の期間を考慮して両議院の議長が協議して定める期間内に、国会職員（当該期間内に当該休暇により勤務しなかった国会職員を除く。）が当該子についてした最初の育児休業を除く。）をしたことがあるときは、両議院の議長が協議して定める特別の事情がある場合を除き、この限りでない。

2・3  
(略)

2・3  
(同上)

○ 児童福祉法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第六十三号）（附則第二項関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正）</p> <p>第十五条の二 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第二条第一号中「第六条の四第一項」を「第六条の四第二号」に、「里親」を「養子縁組里親」に改め、「のうち、当該労働者が養子縁組によって養親となることを希望している者」を削る。</p> <p>（国会職員の育児休業等に関する法律の一部改正）</p> <p>第十六条 国会職員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第八号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第三条第一項中「第六条の四第一項」を「第六条の四第二号」に、「里親」を「養子縁組里親」に改め、「のうち、当該国会職員が養子縁組によって養親となることを希望している者」を削る。</p>	<p>（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正）</p> <p>第十六条 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第二条第一号中「第六条の四第一項」を「第六条の四第二号」に、「里親」を「養子縁組里親」に改め、「のうち、当該労働者が養子縁組によって養親となることを希望している者」を削る。</p> <p>（新設）</p>

○ 附則第二項の規定による改正後の児童福祉法等の一部を改正する法律附則第十六条の規定による改正後の国会議員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第八十号）（附則第二項関係）  
（傍線の部分は改正部分）

改 正 案

現 行

（育児休業の承認）

（育児休業の承認）

第三条 国会職員（第十九条第二項に規定する任期付短時間勤務国会職員、臨時的に任用された国会職員その他その任用の状況がこれらに類する国会職員として両議院の議長が協議して定める国会職員を除く。）は、本属長の承認を受けて、当該国会職員の子（民法（明治二十九年法律第八十九号）第八十七条の二第一項の規定により国会職員が当該国会職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であつて、当該国会職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和二十二年法律第六百六十四号）第二十七条第一項第三号の規定により同法第六条の四第二号に規定する養子縁組里親である国会職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として両議院の議長が協議して定める者を含む。以下同じ。）を養育するため、当該子が三歳に達する日（常時勤務することを要しない国会職員にあつては、当該子の養育の事情に応じ、一歳に達する日から一歳六か月に達する日までの間で両議院の議長が協議して定める日）まで、育児休業をすることができ  
る。ただし、当該子について、既に育児休業（当該子の出生の日から国会職員が出産した場合における国会職員法第二十四条の二の規定による休暇の期間を考慮して両議院の議長が協議して定める期間内に、国会職員（当該期間内に当該休暇により勤務しなかつた

第三条 国会職員（第十九条第二項に規定する任期付短時間勤務国会職員、臨時的に任用された国会職員その他その任用の状況がこれらに類する国会職員として両議院の議長が協議して定める国会職員を除く。）は、本属長の承認を受けて、当該国会職員の子（民法（明治二十九年法律第八十九号）第八十七条の二第一項の規定により国会職員が当該国会職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であつて、当該国会職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和二十二年法律第六百六十四号）第二十七条第一項第三号の規定により同法第六条の四第一項に規定する里親である国会職員に委託されている児童のうち、当該国会職員が養子縁組によつて養親となることを希望している者その他これらに準ずる者として両議院の議長が協議して定める者を含む。以下同じ。）を養育するため、当該子が三歳に達する日（常時勤務することを要しない国会職員にあつては、当該子の養育の事情に応じ、一歳に達する日から一歳六か月に達する日までの間で両議院の議長が協議して定める日）まで、育児休業をすることができ  
る。ただし、当該子について、既に育児休業（当該子の出生の日から国会職員が出産した場合における国会職員法第二十四条の二の規定による休暇の期間を考慮して両議院の議長が協議して定める

国会職員を除く。)が当該子についてした最初の育児休業を除く。)をしたことがあるときは、両議院の議長が協議して定める特別の事情がある場合を除き、この限りでない。

2・3 (略)

期間内に、国会職員(当該期間内に当該休暇により勤務しなかった国会職員を除く。)が当該子についてした最初の育児休業を除く。)をしたことがあるときは、両議院の議長が協議して定める特別の事情がある場合を除き、この限りでない。

2・3 (同上)